

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、1から4までの監査結果は、令和4年5月31日以前の結果であり、監査委員 甲 良佳司、芝野稔、宮本吉秀、川島淳良の合議によるものです。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 3 産業局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 定期監査（工事監査）結果報告書
- 5 都市局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 6 建設局定期監査結果報告書
- 7 水道局定期監査結果報告書

令和3年度 産業局定期監査（行政監査を含む。）及び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

産業局

農林水産部 農政総務課、水産漁港課、農林整備課

出先機関 北部農林事務所、農業振興センター

イ 指定管理者監査

- (ア) 仁色地域営農生産組合（仁色ふるさと農園）
- (イ) 南恒屋ふれあい農園管理組合（南恒屋ふれあい農園）
- (ウ) 有限会社夢前夢工房（夢さき夢のさと）
- (エ) 林田地域振興組合（林田チャレンジ農園）
- (オ) 特定非営利活動法人石倉企画（石倉峯相の里）
- (カ) 荒木の郷管理組合（農村公園荒木の郷）
- (キ) 竹取の郷管理組合（農村公園竹取の郷）
- (ク) やすとみ人と自然との交流促進委員会（グリーンステーション鹿ヶ壺）
- (ケ) 株式会社ハウスビルシステム（遊漁センター）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理され

ているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和3年12月2日から令和4年4月19日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

(ア) 仁色地域営農生産組合（仁色ふるさと農園）

令和3年12月9日から令和4年4月19日まで

(イ) 南恒屋ふれあい農園管理組合（南恒屋ふれあい農園）

令和3年12月9日から令和4年4月19日まで

(ウ) 有限会社夢前夢工房（夢さき夢のさと）

令和3年12月10日から令和4年4月19日まで

(エ) 林田地域振興組合（林田チャレンジ農園）

令和3年12月13日から令和4年4月19日まで

(オ) 特定非営利活動法人石倉企画（石倉峯相の里）

令和4年1月25日から同年4月19日まで

(カ) 荒木の郷管理組合（農村公園荒木の郷）

令和4年1月24日から同年4月19日まで

(キ) 竹取の郷管理組合（農村公園竹取の郷）

令和4年1月24日から同年4月19日まで

(ク) やすとみ人と自然との交流促進委員会（グリーンステーション鹿ヶ壺）

令和4年1月26日から同年4月19日まで

(ケ) 株式会社ハウズビルシステム（遊漁センター）

令和3年12月20日から令和4年4月19日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 契約関係事務

(ア) 夢さき夢のさと指定管理協定事務（農政総務課）

この事務について関係書類を調査したところ、受託者からの使用料払込遅延や自主事業実施報告書の提出漏れが見受けられた。

使用料の払込状況を適切に把握し、月例又は随時の報告物に漏れがないか、また、その内容に不備がないかなどの確認作業を適切に行うとともに、指定管理者に対し、基本協定書及び業務仕様書の規定に基づき、適正に業務を遂行するよう指導されたい。

(2) 指定管理者監査

ア 仁色地域営農生産組合（仁色ふるさと農園）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

イ 南恒屋ふれあい農園管理組合（南恒屋ふれあい農園）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

ウ 有限会社夢前夢工房（夢さき夢のさと）

監査の結果、次に指摘する事項を除き、良好に処理されているものと認めた。

(ア) 収入及び支出関係事務

施設の使用料については、業務仕様書において、現金を領収した日の翌日から3日以内に指定金融機関に払い込むように規定されているにもかかわらず、払込遅延が見受けられた。

業務仕様書の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(イ) 施設管理等事務

定期に実施する自主事業については、業務仕様書において、自主事業実施報告書を毎月作成し、当月分を翌月10日までに提出することとされているにもかかわらず、提出されていなかった。

業務仕様書の規定に基づき、適正に報告書を提出されたい。

エ 林田地域振興組合（林田チャレンジ農園）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

オ 特定非営利活動法人石倉企画（石倉峯相の里）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

カ 荒木の郷管理組合（農村公園荒木の郷）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

キ 竹取の郷管理組合（農村公園竹取の郷）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

ク やすとみ人と自然との交流促進委員会（グリーンステーション鹿ヶ壺）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

ケ 株式会社ハウスビルシステム（遊漁センター）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。